第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項	総所得金額	総所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ(2)	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額

第二十五条の八第十六項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第二十五条の九第十四項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第十五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十五条の十の二第六項中「又は第二十九条の三第一項本文」を削り、「法第二十九条の二第一項に」を「同項に」に改め、「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権」を削り、同条第十四項第十二号ニ中「第八十四条第一号」を「第八十四条第二項第一号」に、「同条」を「同項」に改め、同項第二十六号ロ中「当該非課税管理勘定」の下に「又は継続管理勘定」を加え、同項第二十七号中「である」を「を構成する」に改める。

第二十五条の十の三第一項中「をいう。第三項」及び「、第三項」の下に「、第五項」を、「個人番号を有しない者」の下に「又は第五項の規定に該当する者」を加え、「及び次条第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

5　法第三十七条の十一の三第四項に規定する政令で定める者は、特定口座開設届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、財務省令で定めるところにより、当該特定口座開設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の第二項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該特定口座開設届出書に記載されるべき当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を除く。）とする。

第二十五条の十の四第二項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第二十五条の十の五第二項第三号中「受けたもの」の下に「（同日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出及び国税通則法第二十五条の規定による決定がされていない者並びに同日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上所得税法第六十条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額が総収入金額に算入されていない者を除く。）」を加え、「並びに所得税法」を「及び所得税法第百五十一条の二第一項又は」に、「及び」を「に応じた」に、「書類で」を「書類として」に改め、同項第四号中「出国の日から五年を経過する日（所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている者にあつては、十年を経過する日）までに帰国をした場合には、当該帰国の日から四月を経過した」を「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める」に、「同法」を「所得税法」に改め、同号に次のように加える。

イ　出国の日から五年を経過する日（所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている者にあつては、十年を経過する日。ロにおいて「満了基準日」という。）までに帰国をした場合　当該帰国の日から四月を経過した日

ロ　満了基準日の翌日から満了基準日以後四月を経過する日までの間に帰国をした場合　当該満了基準日から四月を経過した日

第二十五条の十一第六項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項及び第百二十五条の十一第六項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項及び第百二十七条第一項及び第二項、第百五十三条の二第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項の項中「及び第百二十七条第一項及び第二項、第百五十三条の二第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに」を「、第百二十七条第一項及び第二項の項、第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項の項及び第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び」に改める。

第二十五条の十一の二第十八項中「第二項、」の下に「第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、」を加え、同条第十九項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法第百五十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

第二十五条の十一の二第二十項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二百六十二条第一項及び第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第二百六十二条第四項の項中「第二百六十二条第四項」を「第二百六十二条第五項」に改める。

第二十五条の十一の二第二十一項中「第二項、」の下に「第百五十一条の二第一項、」を加え、同条第十九項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法第百五十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

第二十五条の十一の二第二十項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二百六十二条第一項及び第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第二百六十二条第四項の項中「第二百六十二条第四項」を「第二百六十二条第五項」に改める。

第二十五条の十一の二第二十二項中「第二項、」の下に「第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、」を加え、同条第二十三項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法第百五十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

第二十五条の十二の二第二十四項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二百六十二条第一項及び第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第二百六十二条第四項の項中「第二百六十二条第四項」を「第二百六十二条第五項」に改める。

第二十五条の十三第四項第一号中「）が生じた日」の下に「（同日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける者が同項に規定する国外転出の時に有している株式等にあつては、同号に規定する国外転出の予定日から起算して三月前の日。以下この項において同じ。）」を加え、「（公表された当該払出事由が生じた日」に改め、同条第五項中「及び第十二項」を削り、「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同条第六項中「又は第二十九条の三第一項本文」を削り、「法第二十九条の二第一項に」を「同項に」に改め、「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権」を削り、同条第十項第九号中「第八十四条」を「第八十四条第二項」に改め、同条第十二項中「同号の書類に記載された勘定設定期間の同号イからハまでに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日」を「平成二十五年一月一日」に、「同条第六項」を「同条第六項第一号」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第六項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第六項各号」に改め、「（同項に規定する署名用電子証明書等」を「（法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書